

情報通信・エレクトロニクス産業の発展とパテントトロール

平塚三好

東京理科大学 専門職大学院 総合科学技術経営研究科 知的財産戦略専攻
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-25-1-12 セントラルプラザ 2F
E-mail: hiratsuk@kb3.so-net.ne.jp

あらまし 日本の情報通信やエレクトロニクスの分野で将来パテントトロールが台頭する事態を想定し、その対応策を論じた。パテントトロールを定義するための識別テストと、その対応策を提案した。損害賠償金額やライセンス料を極大化するため差止請求を行なう者に対し、ソフトウェアにかかる知的財産権に関する準則に基づきつつ米国の衡平法の原則を導入して民法の権利濫用の法理で対抗するとともに、ライセンス料を極大化するために権利行使を意図的に遅延させる者に対し、前記準則に基づきつつ米国の懈怠の法理を導入して民法の同法理で対抗することを提案した。

キーワード パテントトロール, ソフトウェア特許, 権利濫用, 衡平, 懈怠

Patent Troll and development in industries of information communications and electronics

Mitsuyoshi Hiratsuka

Department of Intellectual Property Strategy, Graduate School of Management of
Science and Technology, Tokyo University of Science
Centralplaza 2F, 4-25-1-12 Iidabashi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0072 Japan
E-mail: hiratsuk@kb3.so-net.ne.jp

Abstract

Assuming the events that Patent Troll would come up in the technical field of information communications and electronics in Japan in the future, we have herein discussed countermeasures against such events. We have proposed a test of identifying Patent Trolls with the aim of defining them as well as the following countermeasures against them thus identified: (i) against persons that conduct a demand for injunctions in attempt to maximize damages and royalty, the countermeasures are proposed with the use of doctrine of abuse of rights provided in Japanese Civil Code on the basis of Rules Concerning Software-Related Intellectual Property along with the introduction of the U.S. principles of equity; and (ii) against persons that intentionally delay exercise of right in attempt to maximize royalty, the countermeasures are proposed with the use of the above doctrine of abuse of rights on the basis of the above Rules along with the introduction of the U.S. doctrine of laches.

Keywords Patent Troll, Software patent, Abuse of a right, Equity, Laches

1. 序論 ー権利濫用とパテントトロール

2006年10月、経済産業省は、ソフトウェアにかかる知的財産権に関する準則(以後

「準則」と略称する)を公表し、ソフトウェア特許の権利行使に対して、民法で規定される権利濫用の法理を適用するための要件を提示した^[1]。前述した公益性や社会性などは、権利濫用の法理の適用要件の一つとして、ソフトウェア特許の権利行使者の利益との比較対象に挙げられている。この「準則」は、経済産業省が、現行法の解釈についてあくまでも一つの考え方を提示したものであって、裁判所の判断を拘束するものではない。しかし、この「準則」を、ある意味、特許権の効力を制限するものとみなして、極めて慎重に運用することを求める意見が多く聞かれる。例えば、権利濫用の法理を特許権の行使に適用する場合、試験・研究の例外規定(特許法第69条第1項)や、公益上必要な場合の裁定実施権(同法第93条)などの制定法上の適用範囲との関係を勘案するべきであるという議論がある^[2]。しかしながら、例えば公益上必要な場合の裁定実施権の設定理由には、「国民の生命、財産の保全、公共施設の建設など国民生活に直接関係する分野で特に必要な場合」といった厳しい要件がある。いかに公益性および社会性の高いソフトウェアといえども、常識的に考えて、国民生活に直接関係する分野で特に必要なものに該当する例は極めて少ないと考えられる。実際、裁定実施権自体は、日本において未だ適用例を見ていない。つまり、ソフトウェア特許の権利行使の制限に関しては、ある程度具体例を挙げて各論を積み上げていかないと、例えば、前述した制定法との関係や、TRIPS協定との整合性^[3]などといった(ある意味、現実と乖離した)大きな議論にまで発展してしまう。このような議論は、公益性および社会性を勘案して良かれと意図して策定した「準則」の趣旨から逸脱してしまうおそれがある。

そこで、本稿では、ソフトウェア特許の権利行使者や権利行使の態様などを将来想定し得る事例に絞り込んだ上で、例えば「準則」や米国の法理などを取り入れることを提案し、権利行使の制限について議論を展開したい。具体的には、以後、特許訴訟提起を業として行なう者(特にパテントトロール: Patent Troll)が将来日本のソフトウェア業界で台頭する事態を想定し、このような者への対応策について議論する。

2. 本稿の立場 — 特許権者に対する救済手段の制限とその補完

前節で述べたように、ソフトウェアには公益性および社会性の高いものがある一方で、産業の発展への寄与という観点からその特許化は必要であると考えられるため、このようなソフトウェアに対し特許の権利行使をした場合その影響は甚大となり得る。そこで、経済産業省は、かかる権利行使を制限する「準則」を既に公表しているが、その射程にはかなりの広がりをもたせてある。本稿では、この射程をより狭めて、パテントトロールによる特定の権利行使を制限するための具体策について述べるのだが、その際に本稿が常にとるべき立場について、以下述べておく。パテントトロールがこれまで米国で引き起こしてきた悪辣な事例は枚挙にいとまがない^[4]。特にエレクトロニクスやソフトウェアなどの分野では、技術標準化に参画していたにも関わらず関連する自己の特許を主張せずに標準策定後にこれを権利行使するといった信義則に違反すると考えられる例^[5]や、差止請求を楯にして相手が到底受忍できないライセンス条件を強要するといった権利行使の過程に相当な悪質性が見られる例^[6]などが数多くある。2006年5月、eBay事件における米国連邦最高裁の判決^[7]のおかげで本国での活動が明らかに制限されたと考えられるパテントトロールが、次なる活動の場を日本に求めないという保証はない。日本において、もし社会全体に混乱をもたらしかねないパテントトロールの事例が将来発生した場合、その権利行使を制限するのは当然であるという意見が、技術分野によっては大勢を占めると予想される。つまり、これは、特許侵害された権利者(この場合、パテントトロール)に対する救済手段に制限を課すのは妥当であるという立場である。一方、もし特許権者の主観が単に悪質だと決め付けてその権利行使に対し一律に制限を課すとすれば、このような制限は当該技術のイノベーションを阻害するおそれがある。そもそも中小企業や個人などが自己の発明

を唯一の武器として大資本の企業とライセンス交渉に臨もうとしても、特許権の侵害に対する差止請求といった脅威がないかぎり、大企業側は交渉のテーブルにさえつかないという現状がある^[8]。そこで、強大な市場占有力を持つ強者をして、長期の訴訟コストを負担できない弱者からライセンスを受けるよりは意図的に侵害を続けた方が経済的に有利であると思わしめるようであってはならない。なぜなら、このような社会的風潮は、中小企業や個人などをして先行投資に対するインセンティブを喪失させるおそれがあるため、特に中小企業の多い日本においては、イノベーションの促進という特許制度の趣旨から乖離した結果を招きかねない。つまり、これは、特許侵害された権利者に対する救済手段に安易に制限を課すべきものではないという立場である。本稿は、ソフトウェア特許の権利行使者がいわゆるパテントトロールでありその権利行使の態様が公益性や社会性などに反する場合には、やはりこれらの者への救済手段に制限を課すべきであるという立場をとるものである。

くわえて、本稿では、このような制限の一方で、特許の権利行使者たる弱者に対して誠実なライセンス交渉などを行わない場合には結果的に経済的な不利益をこうむると強者をして思わしめるような、前記制限を補完する方策もとるべきという立場をとるものである。

3. パテントトロールの定義 —Troller および Trolling 行為を行なう者

日本において未だはっきりと姿を現さないパテントトロールであるが、将来の対応策を議論する際に先ずその対象を明確にする必要がある。本節では、知財先進国であるがゆえに「パテントトロール先進国」でもある米国で台頭するパテントトロールの事例を挙げて、パテントトロールの類型を概ね定めた後、このようなパテントトロールに対応するために日本においてなすべき整備について述べる。

3. 1 Peter Detkin 氏による定義

パテントトロールには、未だに明確な定義は与えられていないが、一例として「発明を実施しておらず且つ将来実施する意図がなく且つ（多くの場合）過去全く実施したことの無い特許から大きな利益を得ようとする者」とされている。

3. 2 識別テストの提案

例えば、大学の技術移転機関（TLO）や個人発明家（例えば Thomas A. Edison 氏）などは、前述した Detkin 氏によって定義された「発明を実施しておらず且つ将来実施する意図がなく且つ（多くの場合）過去全く実施したことの無い特許から大きな利益を得る者」というパテントトロールの定義に該当してしまう。また、他者の特許のライセンス供与を業として行なう特許専門会社なども同様である。これら大学の TLO、個人発明家、特許専門会社などを全てパテントトロールと呼ぶべきであろうか？筆者は、これらの企業または人は、パテントトロールと呼ぶべきではなく、したがって本稿で議論する対応策の対象とはなり得ないと考えている。これから論じる対応策の対象を明確にするべく、本稿では、パテントトロールを、「パテントトローラ（Patent Troller）」および「トロール行為（Trolling）を行なう者」の2つに分類することを提案する。双方とも Detkin 氏による定義に該当するが、前述したイノベーションを行なわない類型や標準化にかかる特許権を信義則に違反すると考えられるかたちで行使する類型などは「パテントトローラ」に分類され、前述した自己実施していない特許をライセンス供与する類型などは「トロール行為を行なう者」に分類されると考えられる。ここで、「トロール行為を行なう者」は、前述したパテントブリーと類似している。また、大学の TLO、個人発明家、特許専門会社などは、少なくとも直観的には「パテントトローラ」ではないと言えるが、「トロール行為を行なう者」と区別するためには、このような呼称のための要件を定める必要がある。なお、トロール（Troll）とは、北欧の民話に登場する小鬼に由来するという点で、本来は行為の主体を意味するのだが、認知度が高まるとともにその語源を超越してしまい、現在では、パテ

ントトロール的な行為が、前記主体から派生したトローリング (Trolling) と称されるまでに至っている。

そこで、本稿では、これからさらに派生語を創作して、このトローリングを業として行なう者をトローラ (Troller) と称することを試みた。自己の特許の権利行使を行なう企業または人がパテントトロール (「パテントトローラ」および「トロール行為を行なう者」) であるか否かを識別する場合、その識別対象の業務態様および権利行使の目的・態様ごとに、「パテントトローラ」、「トロール行為を行なう者」、または「パテントトロール以外の者」のいずれかと称するための要件の一例を表1に示す。なお、同表では、要件に該当する場合には「○」、該当しない場合には「×」、状況によって該当し得る場合には「△」を付した。

表1 パテントトロールを識別するための要件の一例

| | | パテントトロール | | 大学の TL0 個人発明家 特許管理会 社 |
|------------|------------------------------|----------|-------------|--------------------------------|
| | | パテントトローラ | トロール行為を行なう者 | |
| 業務態様 | 自己の特許の発明を過去・現在・未来にわたって実施しない | ○ | ○ | ○ |
| | 自らはイノベーションを行なわない | ○ | × | × |
| 権利行使の目的・態様 | (巨額の) ライセンス料が目的の一つ | ○ | ○ | ○ |
| | ライセンス料の極大化のために差止請求を行なう | ○ | △ | × |
| | ライセンス料の極大化のために権利行使を意図的に遅延させる | ○ | △ | × |

表1によれば、識別対象が自己の特許の発明を過去、現在、未来にわたって実施せず、その権利行使の目的が(巨額の)ライセンス料を獲得することというだけでは、当該識別対象には、パテントトロール(「パテントトローラ」および「トロール行為を行なう者」)のみならず、大学の TL0、個人発明家、特許管理会社などが含まれてしまう。つまり、識別対象が、Detkin 氏による定義に該当するというだけでは、「パテントトロール以外の者」も誤って「パテントトローラ」または「トロール行為を行なう者」と識別してしまうおそれがある。同表によれば、識別対象が、例えば、ライセンス料を上げることが目的として、特許侵害訴訟において差止請求を行ったり、特許権の行使を意図的に遅延させたりした実績を有している場合、これを「パテントトローラ」または「トロール行為を行なう者」とみなすことができる。また、同表によれば、識別対象が、過去イノベーションを行った実績がない場合、これを「パテントトローラ」とみなすことができる。なお、同表では、例えば「パテントトロール以外の者」(大学の TL0、個人発明家、特許管理会社など)は、ライセンス料の極大化を目的とした差止請求や権利行使の遅延などを行なわないこととなっている。しかし、これは、大学の TL0、個人発明家、特許管理会社などを自称する企業または人が全てこのような権利行使の態様をとらないことを意味しているわけではない。むしろ、このような行為態様をとらない企業または人を、本稿において便宜上、「パテントトロール以外の者」としているにすぎない。

4. パテントトロール対応策 — 救済手段の制限

本節では、日本のソフトウェア分野において、特に前節で定義した「パテントトローラ

」と称される者が自己の特許権を他者に侵害された場合、その者による権利行使の対象や目的・態様などに応じて、その救済手段に一定の制限を課する対応策について述べる。

4. 1 差止の制限 一 衡平法 (equity) の原則の導入の提案

前節で定義した「パテントトローラ」は、自らイノベーションを行なうことは全くなく、自己の保有する特許権を他者にライセンス供与することにより巨額の富を得ることを唯一の目的とする。「パテントトローラ」は、例えば賠償金や和解金などの金額をより大きくするための手段として、侵害被疑製品の販売やサービスの提供などに対し差止請求を行なう可能性が高いと考えられる。eBay 事件の判決後に米国での活動が制限された「パテントトローラ」が今後は日本で活動する可能性を否定する根拠はない。また、将来、日本から、国産の「パテントトローラ」が出現しないという保証もない。もし日本において「パテントトローラ」が公益性・社会性の高いソフトウェアにかかる特許を取得し、当該特許発明の実施行為に対し差止請求を行なった場合、例えば、ソフトウェア全体が使用不能となり、社会全体に混乱をもたらすおそれがある。

しかしながら、日本においては、当該特許の無効性を主張できない限り（特許法第104条の3第1項）、「パテントトローラ」による差止（これは特許侵害された権利者に対する救済手段の一つである）を禁止する手だてを見いだすことは、一般に、容易なことではない。

4. 1. 1 「準則」の活用

第1節で述べた「準則」は、被疑侵害者が例えば差止請求権不存在確認訴訟を提起する際に、権利行使者の主観における悪質性、その権利行使の態様における悪質性、およびその権利行使にかかる利益・不利益にそれぞれ基づく3つの要件（ α 、 β 、 γ ）のいずれかにその根拠を求め得る旨を提示している。「準則」は、日本における過去の民事判例を勘案して、当該権利行使が3つの要件のうちのいずれか複数の組み合わせを満たすとき、これは民法第1条第3項に定められる権利濫用に該当する可能性が高いとし、この旨を前記差止請求権不存在確認訴訟の請求原因とすることができるとしている。なお、この点において、「準則」は、英米法に特有な衡平法 (equity) の原則を既にある程度導入していると考えることができる。特許侵害された権利者の救済手段は、まさに衡平法の支配する領域であるからだ。もし「パテントトローラ」が公益性・社会性の高いソフトウェアの販売やサービスの提供などに対し差止請求を行なった場合、「準則」で定められている利益の比較考量において差止がもたらす社会的不利益をその比較対象とすれば、「パテントトローラ」による差止請求は反社会的な行為であるという結論に至る可能性が高い。しかし、例えば、「パテントトローラ」による唯一の目的である巨額のライセンス料が不当な利益であるとは一概に言えないため、「パテントトローラ」の主観における悪質性を主張することは、前記反社会性の主張ほど容易ではないと予想される。また、例えば、「パテントトローラ」は、その標的とする企業とのライセンス交渉の進行具合に応じて、当該企業にとって支払いが不可能とは言えない範囲でライセンス料をつり上げていく傾向があるため、これは通常の事業者が到底受忍できないライセンス契約を強要する行為であるとも一概に言えない。つまり、正当な手続きを踏んで特許を取得し見かけ上誠実にライセンス交渉に臨む「パテントトローラ」の場合、その権利行使の態様の悪質性を主張することも、前記反社会性の主張ほど容易ではないと予想される。

4. 1. 2 衡平法の原則の導入の提案

前述した「準則」は、その活用対象がソフトウェア特許などに限定されてはいるが、権利行使者や権利行使の態様などが具体的な事例にまで限定されていないため（これは準則の有すべき包括性という観点から当然のことである）、この「準則」に基づいて「パテントトローラ」による差止請求に対抗するためには、例えばその主観における悪質性やそ

の権利行使の態様における悪質性などの評価分析を行わなければならない。これには、被疑侵害者側にとって相応の時間およびコストがかかるとともに、訴訟にかかる社会的コストもかさむものと考えられる。一方、米国の eBay 事件で提示された差止認定のための4つの要件は、日本に対しても重要な示唆を与えるものと考えられる。この4つの要件とは、(1) 権利者に侵害を受忍させると回復不能の損害を与えるか、(2) その損害を金銭賠償で填補させるだけでは不適切か、(3) 両当事者間の状況を勘案して差止という救済がふさわしいか、および(4) 差止命令が公益を害しないか、ということである。これは、特定の事案につき必要な度合いに見合った措置をとるという衡平法の原則に基づく一般的な要件であり、これによって、米国では、パテントトロール(「パテントトローラ」または「トロール行為を行なう者」)が関与する差止命令発給の是非は裁判所によって柔軟な判断がなされると予想される。筆者は、日本においても、「パテントトローラ」および「トロール行為を行なう者」が公益性・社会性の高いソフトウェアの特許権を侵害されたときの(救済としての)差止請求に関しては、前述した「準則」を補強するものとして衡平法の原則を積極的に導入して民法の一般条項の適用の是非を判断することが、将来のパテントトロール対策として有効であると考えている。特に、前節の表1に示した「パテントトローラ」の要件に該当する者が関与している場合、前述した差止認定のための4つの要件のうち、(1)、(2)、(3)について「NO」という判断を下すことは比較的容易であると考えられるし、また、差止対象となるソフトウェアの公益性・社会性が高いことから、(4)について「YES(つまり公益を害し得る)」という判断を下すこともさほど困難ではないと考えられる。このことは、公益性・社会性の高いソフトウェアの特許を保有する「パテントトローラ」が当該ソフトウェアにかかる権利行使を将来行なう際に、権利濫用であるがゆえに差止は認定されないという予見性を高める上でも有効であると考えられる。

また、衡平法の原則を導入することは、第2節で述べた本稿のとるべき立場に則したものである。例えば、もし権利行使者の主観が単に悪質だと決め付けてその差止請求権に対し一律に制限を課すとすれば、これはむしろイノベーションを阻害するおそれがある。つまり、前節の表1のパテントトロールの要件に該当しない中小企業や個人などが大資本の企業とライセンス交渉に臨もうとしても、特許権の侵害に対する差止請求といった脅威がないかぎり、大企業側は交渉のテーブルにさえつかないという現状があるため、例えば差止請求権に対し制定法などによって定型的な制限を課すとすれば、中小企業や個人などに先行投資に対するインセンティブを喪失させる危険性がある。一方、衡平法の原則に基づけば、例えば特許の自己実施をしていなくても明らかにパテントトロールには該当しない者(例えば前節の表1の大学のTL0、個人発明家、特許管理会社など)の場合、その権利行使の対象や目的・態様などに応じて差止請求に対する権利濫用の法理の適用の是非が柔軟に判断されることによって、その者が先行投資に対するインセンティブを喪失することなくむしろ高めることができると考えられる^[11]。

4. 1. 3 日本の判例に見る衡平の理念

前節では、日本における衡平法の原則の導入について論じたが、他方で衡平裁判の危険性を指摘する意見もある。例えば、民法の一般条項である権利濫用の法理を安易に適用すると、制定法の拘束力が無視されてしまうという問題点が指摘されている。また、一般に、確立したルールによらず単に判断者が衡平と信ずるところに従った決定がなされるという危険性も指摘されている。しかしながら、近年の日本の最高裁による重要な判決の中には、衡平の理念に基づいていると考えられる判断基準が見られる。日本では、差止請求権は法定の権利であり、裁判官の裁量が入る余地は原則としてない。しかし、キルビー事件最高裁判決では、特許の無効審決が確定される以前であっても、特許権侵害訴訟を審理する裁

判所は、審理の結果、特許に無効理由が存在することが明らかであると認められるときは、その特許権に基づく差止・損害賠償などの請求は、特段の事情がない限り、権利濫用にあたるとして棄却することができる」と判示された。また最高裁は、無効とされることが確実に予見される特許に基づく当該発明の実施行為の差止・損害賠償などを請求することを容認することは、実質的に見て、特許権者に不当な利益を与え、当該発明を実施する者に不当な不利益を与えるもので、衡平の理念に反すると判示している。なお、この判決以後、特許侵害訴訟において、無効理由の存在が明らかであるとして権利濫用の抗弁を主張することが一般的になったが、平成16年特許法改正によって、特許権または専用実施権の侵害にかかる訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者または専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができなくなった（特許法第104条の3第1項）。また、ボールスプライン事件最高裁判決では、均等侵害の可能性が明示的に肯定され、それが認められるための要件が示されている。ここで、最高裁は、特許請求の範囲に記載された構成の一部の特許出願後に明らかとなった物質・技術などに置き換えることによって、特許権者による差止などの権利行使を容易に免れることができるとすれば、社会一般の発明への意欲を滅殺することとなり、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に反するばかりではなく、社会正義に反し、衡平に理念にもとる結果となると判示している。このように、特許請求の範囲の均等論的な解釈は、ある意味で、特許権にかかる「衡平法的な」解釈と言える。

4. 2 懈怠 (laches) の法理の導入

前節の表1に示したように、特に「パテントトローラ」は、自己の保有する特許の市場価値が上がりライセンス料が最大になるまで、特許権の被疑侵害者に対し権利行使の時期を不当に遅らせる傾向がある。例えば、米国においては、標的とする企業が自己の特許の侵害品である製品を市場に出すまで待ったり、前節で述べた Rambus 社のように、自己の特許が技術標準化の必須特許である際にその標準化が完了するまで待ったりする例が挙げられる。特に、標準化にかかる特許権を行使する類型の場合、技術標準化が盛んなソフトウェア分野に特有な深刻な問題となっている。第1節で述べた「準則」によれば、権利行使者による悪質性の高い権利行使の態様の一例として、信義則に違反する行為が挙げられている。例えば、技術標準化策定過程において必須特許を保有している者が RAND (Reasonable And Non-Discriminatory) 条件でライセンスすることを表明しているにも関わらず、技術標準化策定後に到底 RAND 条件を満たすとは言えない権利主張をする場合などである。このような信義則違反は、「パテントトローラ」が、特許権侵害を認識しているにもかかわらず正当な理由なく権利行使の時期を遅らせて被疑侵害者を油断させ、当該被疑侵害者へのダメージの最大化を図ろうとした場合に、その権利主張に対する抗弁に利用できると考えられる。さらに、政府が関わって技術標準化に対し重要な投資が累積しているような場合（これはソフトウェア分野に特有である）、「準則」で定められる前述した利益・不利益の比較考量によって「パテントトローラ」の反社会性を主張することも可能であろう。

ところで、米国では、権利行使の時期を不当に遅らせた場合、これを認めないとする懈怠 (laches) の法理がある。これは、権利者が権利行使を不合理に遅延した結果、侵害者に不測の損害を与える場合には、当該権利行使は許されないとするものである^{[9][10]}。筆者は、例えばソフトウェア分野の標準化技術などに限定して、米国の懈怠の法理を日本にも導入し、既に「準則」で定められている信義則違反や反社会性（社会的不利益をもたらす）などの判断基準をより定量的なものにすることは、将来のパテントトロール対策として有効であると考えている。例えば、標準化技術が自己の特許権を侵害していることを知得

した時点から所定期間以内に、技術標準化に参画する各企業に警告状を送付しない限り、その後当該技術の使用を差止請求したとしても、これは信義則違反および反社会性を理由に権利濫用と判断されるといった導入例が考えられる。つまり、この所定期間を具体的に定めるために、米国の懈怠の法理を応用するのである。

5. 結語

米国の eBay 事件の判決後、差止請求という強大な武器を奪われかけているパテントローラーが将来日本に上陸しないという保証はない。そこで、日本でパテントローラーが台頭する事態を想定して、その業務態様や権利行使の目的・態様などに応じて「パテントローラー (Patent Troller)」や「トロール行為 (Trolling) を行なう者」などと予め分類して称することが、これらの者への対応策を講じる際に有用であると考えられる。

もし将来「パテントローラー」および「トロール行為を行なう者」が日本において公益性・社会性の高いソフトウェア等の特許にかかる権利行使を行なった場合、前述した対応策が考えられる。しかしながら、このような対応策は、特許侵害された「パテントローラー」および「トロール行為を行なう者」に限定してその救済手段に制限を課すものではあるが、侵害者一般に対する威嚇力を弱める方向に作用し得る懸念もある。そこで、特に差止認定の制限を補完する政策論を検討していく必要があると考えられる。

文 献

- [1] 経済産業省，“ソフトウェアにかかる知的財産権に関する準則”，pp.1～8，2006年10月。
- [2] 財団法人知的財産研究所，“特許発明の円滑な利用に関する調査研究報告書”，平成18年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書，pp.1～339，2007.；平塚三好，“ソフトウェア特許によるイノベーションの促進および阻害についての一考察—特にライセンス保護の観点から—”，知財管理，Vol.58，No.1，pp.31～40，2008。
- [3] 経済産業省商務情報政策局，“「ソフトウェアの法的保護とイノベーションの促進に関する研究会」中間論点整理”，pp.1～7，2006.10.11。
- [4] 大熊靖夫，佐橋美雪，薛惠文，Joe Brennan，“米国、日本、台湾、欧州におけるパテントローラー”，特技懇，No.244，pp.89～100，2007.；Joe Brennan，Hui-Wen (Fiona) Hsueh，Miyuki Sahashi，and Yasuo Ohkuma，“Patent Trolls in the U.S., Japan, Taiwan and Europe”，CASRIP Newsletter Vol. 13，Issue 2 (<http://www.law.washington.edu/Casrip/Newsletter/Vol13/news13i2BrennanEtAl.html>、参照日：2008.4.1)。
- [5] Rambus, Inc. v. Infineon Techs. AG, 330 F. Supp. 2d 679, 697 (E.D. Va. 2004), Hynix Semiconductor Inc. v. Rambus Inc., 441 F. Supp. 2d 1066, 1080-1081 (N.D. Cal. 2006)
- [6] Eolas Technologies Inc. v. Microsoft Corp., 399 F. 3d 1325 (Fed. Cir. 2005)
- [7] 玉井克哉，“特許権はどこまで「権利」か—権利侵害の差止めに関するアメリカ特許法の新判例をめぐって—”パテント，Vol.59，No.9，pp.45～64，2006.；eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C. 126 S. Ct. 1837, 2006.
- [8] 知財高大判平成17年9月30日平成17(ネ)10040判時1904号47号
- [9] Semiconductor Inc. v. Rambus Inc., 441 F. Supp. 2d 1066, 1080-1081 (N.D. Cal. 2006).
- [10] 玉井克哉，“アメリカ著作権法における権利失効原則—コンテンツ流通を支える法制度の観点から—”，InfoCom REVIEW, Vol.37, pp.49～85, 2005.
- [11] 平塚三好，大澤紘一，“ソフトウェア特許とパテントローラー対応への一考察—米国における衡平法および懈怠の概念の導入の試み—”，日本知財学会誌，投稿中。